

(京都議定書に基づく遵守に関する手続及びメカニズム)

附屬書
京都議定書に基づく遵守に関する手続及びメカニズム
(略)

決

定 二〇〇五年一二月九日・一〇日(京都議定書第一回締約国会合)

京都議定書の締約国との会合としての役割を果たす締約国会議は、京都議定書に基づく遵守に関する手続及びメカニズムに関する附屬書を含む第七回締約国会議決定(24)(CP.2)を想起し、

京都議定書第一八条及び第二〇条をも想起し、

第七回締約国会議決定(24)(CP.2)の2の勧告並びに、第一八条に定める遵守に関する手続及びメカニズムの法的形式について決定することは京都議定書の締約国との会合としての役割を果たす締約国会議の特別の権限であることに留意し、

この点に関して、サウジアラビアによる京都議定書を改正する提案にも留意し、この問題の早期解決のために締約国が全力を尽くすことの必要性を強調して、

1 この決定の2に示される過程の結果を害することなく、この決定の附屬書に含まれるとおり、京都議定書に基づく遵守に関する手続及びメカニズムを承認し、かつ採択し、

2 京都議定書の締約国との会合としての役割を果たす締約国会議の第三回会合が決定を行うために、第一八条に定める遵守に関する手続及びメカニズムについて京都議定書改正の問題の検討を開始することを決定し、

3 実施に関する補助機関に対し、その第二四回国会合(二〇〇六年五月)において前記2に示された問題の検討を開始し、京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第三回会合(二〇〇七年二月)に、検討の結果について報告するよう要請し、

4 さらに、遵守委員会の第一回国会合は、二〇〇六年の早い時期に、ドイツ・ボンで開催されることを決定し、事務局に対し会合を準備するよう要請する。

